

Gyosei-shoshi

Tokyo

行政書士
とうぎょう

●新年のご挨拶

2015 No.553

1

MONTHLY



東京都行政書士会

ケアマネージャー支援講座に招聘されて

北支部

富田 賢

北区滝野川西高齢者あんしんセンター（北区滝野川 2-32-12 滝野川病院 5 階）では、北区から各あんしんセンターへの委託業務として年数回のケアマネージャー支援講座を開催しております。昨年 11 月 21 日（金）午後 6 時から午後 8 時まで、当該支援講座（全 2 回の第 1 回）に招聘されました。

北区の地域包括支援センターは、数年前から北区民の公募により決定した「高齢者あんしんセンター」という名称を使用しています。これは自治体により様々で、私が講師経験のある葛飾区では「ロイヤルケアセンター」、2 月に講師予定の中央区では「おとしより相談センター」と称しているのは興味深いです。

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3 職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であります。（介護保険法第 115 条の 46 第 1 項）主な業務は、介護予防支援及び包括的支援事業（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する、とされています。

北区には全 15 箇所のセンターがあり、直営型である王子高齢者あんしんセンター（北区高齢福祉課王子高齢相談係内）を筆頭に、委託型として 14 箇所のセンターが設置されています。この「15」という数字はかなり多い部類で（例えば中央区では「3」）、23 区中北区が高齢化率トップである現状を象徴しているといえるでしょう。各センターごとに家族介護者教室として、一般向けに様々な講座・セミナーを企画して、区報北区ニュースで募集をかけています。既にみずべの苑、豊島、新町光陽苑、西が丘園、王子（高齢福祉課）の各あんしんセンターより招聘された経験がございますが、私にとっては今や一般向け講座は珍しくはありませんので、これだけでは「行政書士とうきょう」に寄稿するつもりはございません。

本稿の趣旨は、多くの先生方もご経験されているような一般向けではなく、介護現場の最前線で活躍するケアマネージャーを対象とした中級レベルの講座となっています。というのも、ケアマネたちは介護現場において“なんでも屋さん”的立場で、支援を必要とされるご本人やそのご家族・ご親族からありとあらゆる質問を受けます。それは介護・医療のみにとどまらず、相続・遺言、そして後見制度といった法律分野にもまたがります。つまり彼らはある程度の断片的な基礎知識は保有しているし、経験済みだったりするのです。ケアマネたちはもしかしたら最高のジェネラリストと換言できるかもしれません、各法律制度について深く掘り下げて学習する機会がない、また日々の苛烈な介護実務に追われて時間も精神的余裕も持てないことでしょう。しかしそうした言い訳に逃げ続けるだけでは根本的な解決に繋がりませんし、何よりも支援を必要とされるご本人の不為であります。したがってケアマネたちのスキルアップのために本講座が設定されました。

滝野川西あんしんセンターでは、実は一般向けセミナーも任されておりました。「滝西終活シリーズ」と銘打つて、昨年 10 月 22 日の遺言・エンディングノート編、11 月 12 日の任意後見制度編、12 月 3 日の葬儀・お墓編と行いましたが、同時進行として同じ主催元でケアマネ向け講座も開催されたのは、感慨深いものがあります。

そのケアマネ向け講座は私がカウントすると第 7 回目の開催、第 6 回まではすべて内部医療従事者ばかりで、外部講師は初めてという重責の中、講義させていただきました。前述したように中級レベルの講義を提供するからには、一般向けのレジュメを焼き直しするだけではいけません。第 1 回のテーマは「介護にまつわる相続・遺言のはなし」ですので、民法に基づく相続・遺言制度の概要は変わりようがありませんが、なるべく介護の現場

を想定できるようにレジュメを構築していきました。

例えばレジュメ第1章「介護の現場において」として、生きておられるご本人・亡くなられたご本人では、それぞれ活用すべき制度が異なるという点から説明しました。前者は判断能力の有無（認知症前・後）も影響してきますが、遺言を作成できる可能性、財産を整理・把握できる可能性、任意後見契約を締結できる可能性、法定後見申立てをしなければならない可能性、と挙げていきます。後者は遺言（自筆証書・公正証書）が存在したか、遺言がないために遺産分割協議に踏み切るか、後見開始されれば終了手続きを行わなければならないのではないか、と挙げていきます。これらのことは私たち行政書士には即座に理解できる内容ばかりですが、ケアマネたちは多数の知識が混乱したりしているものです。

以降のレジュメでは一般向けとそれほど変わりなく、●相続人の範囲と順位 ●相続財産の範囲 ●法定相続分・遺留分 ●やさしい遺言の書き方 ●遺産分割協議の進め方、と章立てしていましたが、各章の終わりで必ず「介護の現場での応用トレーニング！」というものを挿入しました。

「やさしい遺言の書き方」の章を例に挙げると、

- ①相続手続において、遺言が優先されることを思い出そう
- ②いやな兄弟姉妹（あるいは甥・姪）を撃退できる！
- ③法定相続人でない人に財産をあげるには、遺言しかない

と「・・・の応用トレーニング！」を挿入しました。

①～③を、あるいはどれか一つだけでもケアマネが完全に理解し、遺言執筆を希望するご本人にきちんと説明できれば、きっと納得のいく遺言案を作り上げられることでしょう。

第2回は昨年12月17日（水）、本稿執筆時では未到来ですが、皆様が本稿ご高読の折には終了していることでしょう。テーマは「介護にまつわる後見のはなし」で、成年後見制度の概要と「介護の現場での応用トレーニング！」を交互に説明した後、センター側からご提示いただいた実例を用いたケーススタディで、介護現場においてどのように各制度を活用していくかを講義していきました。

当日はほかの北区高齢者あんしんセンター、通所介護支援施設、居宅介護支援施設、介護相談所、医療機器企業など様々なケアマネさんが受講にいらっしゃいました。講師活動は現在ではすっかり行政書士富田賢事務所において中核をなしていますが、今回のようにケアマネ向け講座も並行して進めていきたいです。何故ならば「街の法律家」を標榜する行政書士は、地域の法律の第一の相談窓口であるべきですし、福祉のプロであるケアマネと手を携えて、福祉・法律の垣根を越えて地域における良好な協力体制を構築すべきだからです。

それでも今回のように、同じ主催元で一般向け・ケアマネ向けと同時進行できたのは**僕** アメイジング・グレイス **偉** でした。

今回の講座を設定してくださったセンター長（介護支援専門員・社会福祉士）の鈴木聰様、ケアマネ向け講座ご担当の矢野香様（主任介護支援専門員）、数え切れないぐらい相談に乗ってもらい打合せさせていただきました。お二方に心から感謝するとともに、すべてのケアマネさんが有効に法律制度を活かして、支援を必要とするご本人とご家族に喜ばれることを願って筆を置きます。